

技術フォーラム ニュース

講演会：

民事紛争手続、民事裁判手続、鑑定の基本知識

日時：平成 31 年 2 月 23 日（土）10:00～11:45

場所：港区立新橋生涯学習センター

講師：弁護士 小峯健介

原田敬美理事長

扶桑合同法律事

務所、弁護士登録 15 年目

東京弁護士会広報委員会、会報誌『LIBRA』編集長

東京弁護士会中小企業法律支援センター委員
公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部委員

主宰者挨拶

技術フォーラム理事長 原田敬美(前港区長)

工学博士、技術士(建設部門)、一級建築士

技術フォーラムは、設立以来今日まで、地方自治体を技術面から応援する活動を展開して参りました。これには技術面だけではなく、社会の課題を理解し、広い視野と教養を身に着けることが必要で、幅広い分野の講演会を年に 4 回のペースで開催しており、今回もその一環として開催します



本日は「民事紛争手続、民事争裁判手続、鑑定の基本知識」というテーマで講演会を行います。

私もマンションのトラブル等 2 度ほど民事裁判の経験があります。また港区長時代には住民訴訟で区の最高責任者として被告になりましたが、裁判には出廷することなく済みましたが、何度か民事訴訟の経験があります。

講師の小峯弁護士は大学在学中に司法試験に合格した非常に優秀な方です。また、東京弁護士会に所属し、会

原田敬美理事長

報誌『LIBRA』の編集長や各種委員会の委員として活躍されております。

今回は小峯弁護士に身近になる民事訴訟について易しくお話して頂うとっております。

講演の要旨

本日は技術フォーラムの勉強会にお招き頂きまして有難うございます。私は人前で話をするのが好きなので、またこのような機会がありましたら喜んで参ります。

裁判には刑事と民事がありますが、技術士の方でも民事のことは、知っていた方が役に立つと思います。

① 民事紛争解決の流れ
紛争が発生しますと裁判をする前に弁護士が相手方と任意交渉（話し合い）をし、それが上手く行かないと裁判所で調停（話し合いによる調整）を行うか、それでも解決しなければ訴訟提起をします。裁判の途中でも和解が出来ます。和解が出来なければ判決まで持ち込み。最終的に強制執行がなされます。

弁護士の役割は「裁判」だけでなく、「裁判外での任意交渉」や契約書のチェックや相談、アドバイス等訴訟に持ち込まないようにする「紛争予防」も重要です。

② 民事訴訟（裁判）の流れは次の通りです。
原告が裁判所に訴状を提出する。→原告の訴状に対し被告側が裁判所に答弁書を出す。→裁判所では「争点整理手続」を行い、原告、被告側とも訴状や答弁書を含む準備書面や書証（証拠調べの書類）の提出を行う。→裁判で人証調べを行う。裁判官は和解（話し合いで解



講師：小峯健介弁護士

決) も行う。→和解が不調に終わった場合、裁判官が判決を行う。→判決結果に不服な場合は上訴を行う。→被告が判決に従わない場合は強制執行を行う。裁判所以外にも民事紛争を解決するための ADR 機関があります。

●ADR 機関：裁判外紛争解決手続として弁護士会のあわせん手続等がある。：訴訟によらず民事紛争を公正に解決出来る場所。

●争点整理手続とは、双方の主張の整理や認否を整理することです。

●「弁論準備手続」は公開の「法廷」ではなく、「手続室（会議室）」で行われます。

●証拠は「書証」と「人証」があり、先に「書証」を調べ、その後に「人証」を調べます。

●判決以外の終了事由には和解、訴えの取下げ、請求の放棄、請求の認諾があります。和解が多いです。

③民事裁判の基本的なルール

●処分権主義

民事訴訟の当事者に、訴訟の開始、審判対象の特定やその範囲の限定、判決によらずに終了させる権能を認める建前のことです。

●私的自治の訴訟上の反映：裁判所は、当事者が申し立てない事項について、判決をすることができません。

●弁論主義

裁判の基本は「事実」と「証拠」です。民事訴訟の場合では、この「事実」と「証拠」は当事者が裁判所に提出すべきものとされています。このように、裁判の基礎となる訴訟資料の提出を当事者の権能および責任とする主義を「弁論主義」と言います。裁判では当事者に争いのない事実は証明は不要です。争いのある事実については証明が必要です。

●主張・立証責任

「主張」（=言い分）と「立証」の違い

「主張」は、当事者の言い分である。

「立証」は、当事者の言い分の裏付けとなる証拠を提出することである。

例えば原告が被告に 100 万円を貸し、被告が借りて無いと言え、原告は証拠（たとえば、借用書）を示して立証しなくてはならない。

お金を貸すときは借用書を取っておくことが望ましい。

●自由心証主義

裁判に必要な事実の認定について、証拠の評価を裁判官の判断にゆだねるという考え方です。

（証明度）については自然科学との違いがあります。

③ 鑑定の種類

裁判における鑑定には 2 種あります。

●私的鑑定：当事者が技術士や不動産鑑定士等に依頼して作成した鑑定です。鑑定事項の報告を私的鑑定書と言います。

●裁判所による鑑定：裁判所の選任する鑑定人による鑑定。これを鑑定意見と言います。

鑑定人には技術士もなれます。

④ 鑑定のポイント

●鑑定人は専門性、専門の知識・経験が必要です。

●判断の前提事実が誤りがないか。当然のことですが、前提に誤った事実があれば、鑑定の結果が誤ることになります。事実誤認をしないために正しい前提事実が必要です。

●結論を導き出した理由の合理性（判断過程の説明の合理性）：相手方の反対理由についても目を背けてはならない。結論には相手も納得させるような理由付けが必要です。

●他の証拠との整合性：鑑定の結果、理由に他の証拠との整合性が得られる必要がある。鑑定の結果が他の証拠で覆されてはならない。

●経験則との整合性：経験則とは日常の経験から帰納された事物の因果関係や性状についての知識あるいは法則のことです。裁判官が証拠から事実を認定するに際し経験則の整合性を重視します。

⑥民法の改正

明治 29 年（1896 年）に民法が制定された後、約 120 年間ほとんど改正がされていませんでした。民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを明文化することとしたものです。

今回の改正は、一部の規定を除き、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から施行されます。以上です。



勉強会の様子

地域と行政を支える技術フォーラム そのユニークな特徴

◎ 特定非営利活動法人(NPO 法人)です。

当フォーラムは、建設・環境・情報等をベースとした専門家が、地域住民のパートナーとして助言・提言を行うとともに、地方行政事業の必要性・効率性・有効性・公平性・優先性について、地方行政を事前・事後あるいは途中においてサポートすることにより不特定多数のものの利益に寄与することを目的として、平成16年に内閣府認証のNPO 法人として設立されました。

前記の目的を達成するため、当フォーラムでは次の活動や事業を行っております。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 建設・環境・情報等に関する相談・助言・提言事業
 - ① 講演会・講習会・セミナーの開催
 - ② ホームページ、メールによる情報提供
 - ③ 交流会の開催
- (6) 地方行政事業に関するサポート事業
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

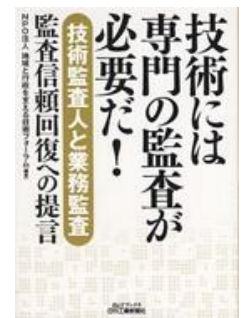
◎ 多様多彩な人材の宝庫です。

当フォーラムは、工学博士、技術士(建設、上下水道、環境、農業、情報工学、電気電子、機械、化学、経営工学他)、一級建築士など、多様多彩な有資格者で構成されております。

◎ 十数年に及ぶ膨大な実績があります。

当フォーラムは、平成16年の設立以来、都内の市役所・区役所の他、北海道、青森、山形、福島、新潟、栃木、群馬、茨城、千葉、埼玉、神奈川及び静岡の各道県内市役所などにおいて、建築・土木・上下水道・環境・通信・情報・電気・機械各分野の工事監査等に伴う技術調査や、技術職員研修、管理職研修、監査委員研修の実施などに精力的に取り組んで参りました。このため、他に類を見ない膨大な実績を有しております。

この他、関係書籍の出版や、講演会を年に4回継続的に開催するなど、有用な情報の発信にも積極的に努めて参りました。



NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム 編著

◎ 品質の確保には組織的かつ継続的に取り組んでいます。

当フォーラムには、工学博士、技術士(建設、上下水道、環境、農業、情報工学、電気電子、機械、化学、経営工学他)、一級建築士など、第一級の人材が集っております。

しかし、建築・土木・上下水道・環境・通信・情報・機械各分野の工事監査等に伴う技術調査では、これを的確に行って高品質な結果報告書を作成するには、実務経験が絶対に欠かせません。

そこで当フォーラムでは、技術調査を初めて担おうとする者には、経験豊富な者による実際の技術調査への陪席を二回以上経験することを義務付けております。また、作成した結果報告書は、経験豊富な二名の校正担当者による校正を受けることを義務付けております。

このような品質の確保に向けた取り組みは、当フォーラムの設立当初から今日に至るまで、組織的かつ継続的に行って参りました。このことは、他に類を見ないものです。

◎ 情報漏洩の防止は組織を挙げて徹底しています。

当フォーラムでは、工事監査に伴う技術調査等で知り得た情報が漏洩しないよう、関係書類の細断による破棄や、第三者に傍受される虞のある会話やメールにおける具体的な言及の禁止を徹底しております。

◎ 研修講師は当フォーラムにお任せ下さい。

当フォーラムは、官公庁等における技術系管理職経験者やプロジェクトマネジメント経験者、工事等発注業務経験者を多数擁しております。何よりも、当フォーラムの理事長は、工学博士、技術士(建設部門)及び一級建築士の資格を有する前港区長です。そこで、当フォーラムでは、毎月開催する例会や四半期ごとに開催する講演会において、自治体が直面する課題の把握やその解決策の研究に努めております。このような積み重ねの中から、「耐震技術と耐震対策」、「監査の役割と使命」、「都市計画」、「省エネと創エネ」、「技術プロジェクトのマネジメント」、「談合を許さない発注者のエンジニアリング」、「性能仕様書による発注業務の劇的な改善」、「情報セキュリティ」、「工事の監督と検査」、「建物や設備の維持管理」など、技術職員研修、管理職研修、監査委員研修に適した多彩な研修テーマをご用意しております。また、当フォーラムは、数多の技術分野の有資格者で構成されていますので、全くオリジナルな研修テーマについても、ご要望に応じて創り上げることができます。

◎ 技術コンサルティングも承ります。

当フォーラムは、技術コンサルティングも承っております。上記の研修講師が有する高度かつ専門的な知見を、自治体の技術プロジェクト運営支援や発注業務支援などに直接活用して頂くことができます。特定の事業に係るスポット契約や期間指定の契約など、多様なご要望にお応えできますので、まずは御気軽にご相談ください。

編集後記

当フォーラムでは、四半期ごとに開催している講演会の内容を広く皆様にお知らせすることを目的に、年に4回、「ニュースレター」を発行しております。この新春号では、「民事紛争、民事裁判手続、鑑定の基本知識」を特集致しました。これは、平成31年2月に開催した講演会での発表内容の紹介です。講師は扶桑合同等法律事務所に所属し、東京弁護士会で若手弁護士として活躍し、機関紙『LIBRA』の編集長等も務めた小峯健介様にお越しいただきました。文責は講演内容を記録した金川護にあります。何分にも法律に疎い技術士である筆者の理解した内容ですので、不正確な部分も多々あると思いますが、その点をご容赦頂きたいと思っております。

ニュースレターのバックナンバーは、URL(<http://www.efscs.jp/forum.htm>)でご覧頂けます。

今後とも、皆様方の声をもとに講演内容を考えていきたいと存じます。これからの講演内容についてのご要望がございましたら、ぜひ、下記の当フォーラム事務局までお寄せ頂きますよう、お願い申し上げます。

特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム

電話 03-3403-2325

メール info.efscs@efscs.jp

ホームページ <http://www.efscs.jp/>

〒106-0032 東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル4階

理事長 原田 敬美